

第2回国際植物防疫条約に関する国内連絡会 議事概要

1 開催日時及び場所

平成20年3月3日(月) 14:30～17:30

農林水産省別館2F 共用A会議室

2 参加者

別紙参照

3 議事の概要は以下のとおり

(1) 本会の意義について

事務局側から、植物検疫措置に関する国際基準の策定に、これまで以上に関係者との連携をとりつつ積極的に関与していくために本会を開催する旨説明した。

(2) ISPM(植物検疫措置に関する国際基準)について

事務局より、ISPM(植物検疫措置に関する国際基準)について説明した(資料A〔参考1,2〕)。出席者より、本会での議論が今後我が国の政策に反映されることを望む旨の発言があった。

(3) 本総会での主要議題について

事務局より、本総会で検討予定の議題について説明。この中で採択予定の国際基準案については、昨年9月の時点では5つの基準案が各国協議に付せられたが、基準委員会での検討の結果、4つの基準案を総会にかけることとなったことを説明。

植物検疫措置としての臭化メチルの代替又は削減

事務局より、本基準についての概要とわが国の対応方針を説明した(資料B, 1-)。参加者からの意見は以下のとおり。

- ・ 日本政府として削減に対して前向きな議論をやってもらいたい(日本消費者連盟山浦氏)。
- ・ 途上国に対する技術的な援助についても検討するべきである(生協東京マイコープ・原氏)。
- ・ 臭化メチル代替技術は農水省をはじめ、多くの事業が実施されている。当会では、ヨウ化メチルとエコツインについては近々実用試験を行う予定である(日くん協・秋山氏)。
- ・ 輸入時に卵で発見される有害動物について成虫になるまで待つか、そうでない場合消毒を行うという現状であるが、卵の段階で種類が判定できる技術も基本的には開発されていると考えるので積極的に活用してもらいたい。(日青協・米倉氏)。

積荷のサンプリング法

事務局より、本基準についての概要とわが国の対応方針を説明した（資料 B, 1- ）。参加者よりわが国の現状のサンプリング法と基準とでは違いがあるのか説明願いたい旨発言があった（日くん協・秋山氏）。これに対し、事務局側から、我が国の現状のサンプリング方法は基準に整合している旨説明した。その他の意見は以下のとおり

- ・ サンプリングに関し、その母数が個別の積荷をさすのか、輸入量全体を指すのか不明なことが多い（諸外国での検査のための抽出は 3 % 程度と聞いている。これは荷口全体からの抽出なのか、全ての荷口からの抽出なのか）（日本荷主協会・河村氏）
- ・ サンプリングの基準として、ランダムサンプリング以外にあるのか。コンテナの隅には虫が発見されやすいたとか、経験で品目ごとに病害虫が付着される可能性が高いものに対する取り扱いを変えるような対応も可能ではないか（日本消費者連盟山浦氏）
- ・ サンプリングの基準については過去の検査データの蓄積のあるものと、あまりないものについて一律にするのではなく、ダイナミックに対応するほうが実効性が増すのではないか（日青協・米倉氏）

ミバエ類の病害虫低発生地域の設定

事務局より、本基準についての概要とわが国の対応方針について説明した（資料 B, 1- ）。参加者からの意見は以下のとおり

- ・ ミバエ類の高発生地域と低発生地域について、OIE のようにフレキシブルに対応すべきではないか（日本消費者連盟山浦氏）
- ・ 海外では、旅行者の手荷物からチチュウカイミバエが広がった事例が多く報告されているのでミバエの侵入については慎重に対応してもらいたい。国内に侵入した場合のマネージメント、法的根拠をしっかりとさせておく必要がある（日青協・米倉氏）

ISPM No.5 植物検疫用語集の改正

事務局より、本基準についての概要とわが国の対応方針について説明した（資料 B, 1- ）。参加者から、海外から不必要な剥皮を要求されないよう対応願う旨の発言があった（日本荷主協会・河村氏）

個別の放射線照射処理

事務局より、本基準についての概要とわが国の対応方針について説明した（資料 B, 2 ）。

- ・ 放射線については、照射された食品及び施設の安全性について問題があると考えるので、導入には慎重に対応すべきである（日本消費者連盟・山浦氏、生協東京マイコープ・原氏）
- ・ 国際基準 No.18 にもあるが、害虫に照射するとその幼虫期が長くなる傾

向があり、消費者段階で発見された場合の対応も検討しておく必要がある。また、その害虫が媒介するベクターについても検討が必要である(日くん協・秋山氏)

- ・ 安全性については、コーデックスでも検討されており、肉類に対する照射よりも果物及び野菜についての照射の方が線量も低く、安全性については問題ないを考える。また、医療機器等への殺菌で照射処理は既に行われており、取り扱いへの安全性にも問題ないを考える。また、照射されたかどうかの確認は基本的に記録を確認することで確かめることとなる(食総研・等々力氏)。
- ・ 青果物を対象にではなく、対象害虫について照射されたことを DNA レベルで確認できる方法があるのではないかと(日青協・米倉氏)

これらの意見を受け、事務局側から、IPPC では植物の健康に関する議論が行われ、食品の安全に関する議論は行われないことを説明した上で、

- ・ どのような植物検疫処理が認められるかは、輸出国と輸入国で協議して決めることになるので、放射線照射による植物検疫処理が国際基準として採択されたことを受け、直ちに放射線処理された果物や野菜が食品として輸入されることにはならない。
- ・ また、食品の輸入については、食品衛生法の要求を満たすことが必要である。この点、我が国の食品衛生法では、一部の例外を除き、放射線が照射された果物や野菜は販売を目的として輸入してはならないとされている。
- ・ 我が国も、病虫害危険度評価(PRA)において、病虫害がベクターであるかないかということも考慮にいった検討を行い、リスクに応じた適切な植物検疫が行われるよう対応しているところである。

旨説明した。

(4) 総会で採択予定のトピック案

事務局(木下課長補佐)より、本総会で採択される予定のトピックについて説明した(資料B, 3)。参加者から、

- ・ 国際廃棄物の取扱い及び処分については、途上国に廃棄物を引き受けさせないような意見を出して、日本は国際的に公平であることをアピールするべきである(生協東京マイコープ・原氏)。
- ・ 本トピックスには、植物の移動以外のものも含まれているので、農水省としても対応を考えるべきである(日くん協・秋山氏)。

旨の意見が出された。

(5) 各国協議された仕様書案について

事務局より、各国協議された仕様書案についての概要について説明（資料 B, 4）した。また、我が国から、現在の仕様書作成のプロセスの透明性を向上するようにコメントをしてきていることを報告した。